



情報通

2015.May 5月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

e-Taxにおける新たな認証方式の導入 ～税理士業務に与える影響について～

情報システム委員会委員長 細田 俊男

「平成27年度税制改正大綱」の納税環境整備に関する項目の中で、e-Taxにおける本人確認の方法が記載されていました。内容は（個人のみですが）平成29年1月より、電子署名及び電子証明書の送信を要しない方法で申告ができるようになる、というものでした。下記ご参照ください。

平成27年度税制改正の大綱

六 納税環境整備

6 その他

(国税)

(1) 電子情報処理組織により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書について、個人が、当該申請等に係る開始届出等の際に行われた本人確認に基づき通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

(注1) 本人確認は、次のいずれかの方法により行うこととする。

- 1 携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認
- 2 電子署名及び電子証明書の送信による本人確認
- 3 税務署への来署時における税務署職員による本人確認

(注2) 上記の改正は、平成29年1月4日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合について適用する。

[財務省HP (<http://www.mof.go.jp/>)内「平成27年度税制改正の大綱」より引用]

上記によると、電子署名及び電子証明書の送信を要しない方法による申告における本人確認については、本人来署による面前本人確認又は携帯電話による音声通話による本人確認が基となるようです。

また、国税庁では、個人の申告等については電子署名をなくし、スマートフォンなどの携帯端末を使って簡単にできるようにすることを考えているようです。国税庁e-Taxホームページ上では右記のとおり掲載されています。

そこで私見ですが、問題点を述べさせていただきます。

まず1つ目が、e-Taxデータの安全性です。電子署名には、本人の申告であるかという確認と、データの改ざん防止の役割があります。その結果として、データがインターネットの途中において改ざんされ

ることの防止と、署内での改ざん防止につながります。改ざんされればデータから署名が消え、データの信頼性が失われてしまいます。

e-Taxにおける新たな認証方式の導入について

<具体的な手続の流れ>

新たな認証方式では、e-Taxの開始届出書の提出時に本人確認を行い、その確認に基づき通知された利用者識別番号 (ID) 及び暗証番号 (PW) を使用してe-Taxで申告等を行う場合は、公的個人認証サービスに基づく電子証明書の添付を要しないこととなります。

なお、開始届出書の提出時の本人確認は、次のいずれかの方法で行います。

- ① 携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認 (注)
- ② 公的個人認証サービスに基づく電子証明書の添付による本人確認
- ③ 税務署への来署時における職員による本人確認

(注) 利用者の方の携帯電話等とe-Taxとの間で音声通信を介して、システム的に認証コードをやりとりすることにより本人確認を行います。

[e-Tax HP (www.e-tax.nta.go.jp/)内「e-Taxにおける今後の利便性向上施策について」より引用]

そして2つ目ですが、来署による本人確認の際には、運転免許証などによって本人確認が取れますが、e-Taxデータを送る時点で本人が実際に送っていることの確認がとれず、「なりすまし」が可能となります。また携帯電話による本人確認は、いくら携帯電話が本人確認を行っているとはいえ、他人の携帯電話を使って本人確認をしてしまえば、簡単になりすましができます。不正還付などの偽造申告が増えるのではないのでしょうか。利便性を追求するあまり、とんでもないことになってしまうかもしれません。

私たちの税理士業務においても、個人の申告で電子署名が不要となれば、代理送信そのものも意味がなくなってしまいう運命にあるのではないのでしょうか。そして、臨税などを行う団体においては税理士不在の申告が多くなることもあるかもしれません。

この制度は平成29年1月より開始となりますが、会員皆さん自身で注意深く監視し、見守っていくことが大切になるでしょう。

近畿税理士会情報化対策部との意見交換会開催報告

情報システム委員会情報技術小委員長 川元 恵

3月24日、東京税理士会館で近畿税理士会情報化対策部と本会情報システム委員会との意見交換会を行いました。



近畿税理士会
 秦 雅彦 情報化対策部長

この意見交換会は、今回が初めての開催となりましたが、お互い多くの会員数をかかえる単位会として、電子申告、本会・支部・会員事務所の情報化推進、そして今最も話題となっているマイナンバーの取り扱いなどについて、各会における取り組みを中心に意見交換を行い、有意義な時間を持つことができました。

近畿会が推進している取り組みについて、特に関心を引いたものを次のとおり報告いたします。

(1) 新入会員への取り組み

業務対策に関する登録時研修の一環として、税理士が電子申告に取り組む意義について1時間の研修を行っている。

この研修では、税理士がなぜ電子申告の代理送信ができるのかについて、「税理士のための電子申告Q&A」から抜粋して、新入会員に説明をする研修になっているとのことでした。業務の中で電子申告を利用している会員が本会でも半数を超えているので、電子申告が始まった頃とは違い、なかなかこのようなことを新入会員が聞く機会もなくなっています。登録時研修で行うというのは非常に有効だと思いました。

(2) 情報技術の有効利用を考え実験をして本会に還元

たとえば、Ustream (ユーストリーム) のライブ動画配信を使って、遠隔地との打ち合わせ、数か所の研修会場で同時研修をする。

本会情報システム委員会でも、このような試みを行ってきましたが、広域な近畿会とは違って範囲が東京都のみである本会においては必要が無かったためか、各部委員会での活用はありませんでした。近畿会では遠隔地との打ち合わせについては、次年度より順次各部が使用する事になるそうです。ライブ動画配信の安価な手段は年々技術の進歩があり、今後いろいろな場面で使用することが可能になると思われます。

最後に、日税連ICカードの第4世代についての情報がありました。ついこの間、オレンジ色の第3世代のICカードの説明会を各所で行ったと思っていたのですが、時が経つのは早いものでもう第4世代の準備に入っているそうです。今度は、もっと簡単に設定できるものになると期待してしまいます。最近、パソコンが親切にも、利用できるドライバーやその他サービスを探してくるため、あまり苦勞せずに周辺機器を繋げることや、設定することができるので、第4世代ICカードには期待したいところです。

当日は、近畿税理士会情報化対策部の皆様と熱く有意義な時間を過ごすことができたことに感謝いたします。



東京税理士会
 細田 俊男 情報システム委員長